

令和2年度（令和元年中の所得分） 市県民税申告のお知らせ



申告書の郵送について

令和元年度の課税状況などを参考に、申告が必要と思われる人に「令和2年度市県民税申告書兼国民健康保険税申告書（以下：市県民税申告書）」を郵送します。

※令和元年度の課税状況などを参考にしているため、ご自宅に市県民税申告書の郵送がない人でも申告が必要な場合があります。下記事項を参考に該当する人は申告を行ってください。

市県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在、うきは市に住所を有する人で、次に該当する人

1. 営業・農業・不動産・配当・雑・一時・譲渡などの収入がある人で、所得税の確定申告が不要な人
2. 給与所得者（パート・アルバイト等の収入を含む）で
 - 勤務先から給与支払報告書が市に提出されていない人
 - 給与以外の所得が20万円以下の人（給与以外の所得が20万円以下のときは確定申告の必要はありませんが、市県民税の申告は必要となります。）
 - 2か所以上の事業所から給与を受けている人
 - 年の中で就職、退職した人で年末調整をしていない人
3. 令和元年中に収入がなく、同居の家族の扶養親族になっていない人（「所得がない」という内容で申告していただく必要があります。）
4. 遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入のみの人

※ただし、下記に該当する人は申告を行う必要がありません。

1. 所得税の確定申告を行う人
2. 令和元年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から市へ「給与支払報告書」が提出されている人
3. 令和元年中の所得が公的年金等のみで、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・寄付金控除等の控除がない人

市県民税の申告は忘れずに

申告をしていないと、児童手当や児童扶養手当、保育園などの入園申請などに必要な所得（非課税）証明書等の発行ができません。また、国民健康保険税等の正しい算定が行えず、軽減措置が受けられません。

申告に必要なもの

1. 令和2年度市県民税申告書
2. 印鑑
3. 所得の計算に必要な書類
 - (1) 給与・年金所得者・・・源泉徴収票、給与明細書又は事業主の支払証明書
 - (2) 給与・年金所得者以外・・・営業、農業、不動産所得の人は収支内訳書
4. 所得控除を受けられる場合は、それらの支払証明書、領収書等

提出期限

令和2年3月16日（月）

申告書の提出先

うきは市役所 税務課住民税係
〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地

浮羽市民課（うきは市民センター2階）
〒839-1497 うきは市浮羽町朝田582番地1

税の申告が始まります



☆所得税確定申告

2月17日（月）～3月13日（金）

午前9時～午後3時（土日を除く）※受付は午前8時30分より

会場：るり色ふるさと館（うきは市吉井町983番地1）

1階 ホール

注意事項

- ①青色申告・消費税については、本会場での受付はできません。
- ②申告の内容によっては、本会場で受付できないことがあります。
（例：山林・譲渡・配当・住宅借入金特別控除 など）

*久留米税務署では3月16日（月）まで所得税の確定申告受付を行います。

★久留米税務署では現在、所得税の還付を受ける申告を受付中です。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、 スマートフォンでも所得税の確定申告書の提出ができます。



☆市県民税申告

2月17日（月）～3月13日（金）

午前9時～午後3時（土日を除く）※受付は午前8時30分より

会場：るり色ふるさと館（うきは市吉井町983番地1）

1階 ホール

※3月16日（月）は市役所1階 税務課4番窓口前101会議室で市県民税申告のみ受け付けいたします。

●問い合わせ 税務課 住民税係 Tel75-4977

社会保険料控除証明書の送付のお知らせ

納付証明書は確定申告・市県民税申告の際に社会保険料控除（1名のみ控除適用可）として申告することができます。

●国民健康保険税納付証明書

平成31年（令和元年）に納付された国民健康保険税の納付証明書を納税義務者宛てに、1月中旬に郵送しています。

●問い合わせ 税務課 住民税係 Tel75-4977



●後期高齢者医療保険料の納付証明書

平成31年（令和元年）中の後期高齢者医療保険料の納付証明書を1月下旬に郵送します。

◆郵送する人

保険料を納付書または、口座振替で納付した人（普通徴収）※年金天引きのみの人は、平成31年（令和元年）分公的年金等の源泉徴収票に記載されていますので、郵送しません。

●問い合わせ 市民生活課 国保・年金係
Tel75-4973